

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

養父市は後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

兵庫県養父市長

## 公表日

令和7年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高確法」という。)及び兵庫県後期高齢者医療広域連合規約並びに養父市後期高齢者医療に関する条例により定められた養父市が行う後期高齢者医療に関する事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおりである。  ①高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②高確法による資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証に関する事務 ③高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④高確法第69条第1項の措置に関する事務 ⑤高確法第92条の一時差止めに関する事務 ⑥高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 中間サーバ 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第85の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 健康医療課 079-662-3165
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、確実なマスキング処理等を行った上で、情報の受け渡しを実施している。また、特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)は施錠できる棚で保管している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[      十分に行っている      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>市町後期高齢者医療システムおよび兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいて、各職員が閲覧等できる特定個人情報は担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。また、限られた職員が閲覧し、閲覧後はログアウトすることを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 5. ②所属長の役職名	保険医療課長 向秀樹	保険医療課長	事後	様式変更に伴う修正
令和1年6月30日	I 7. 開示・訂正・利用停止請求	養父市役所 健康福祉部 保険医療課 079-662-3165	養父市役所 企画総務部 総務財政課	事後	請求先見直しによる修正
令和1年6月30日	I 8. 問合せ	養父市役所 健康福祉部 保険医療課 079-662-3165	養父市役所 企画総務部 総務財政課	事後	問合せ先見直しによる修正
令和1年6月30日	II 1. 対象人数	平成27年10月1日時点	2019/6/1	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年6月30日	II 2. 取扱者	平成27年10月1日時点	2019/6/1	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年6月30日	IVリスク対策	項目なし	リスク対策項目の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和3年6月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒667-8851 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 企画総務部 総務財政課 079-662-3161	〒667-8851 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 経営企画部 経営総務課 079-662-3161	事後	組織改編による修正
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和3年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和3年6月30日	IV リスク対策 8. 監査	[ ] 内部監査	[ O ] 内部監査	事後	R3.1に内部監査実施済み
令和3年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二の80、82、83の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二の80、82、83の項	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年12月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高確法」という。)及び兵庫県後期高齢者医療広域連合規約並びに養父市後期高齢者医療に関する条例により定められた養父市が行う後期高齢者医療に関する事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおりである。 ①高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②高確法による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④高確法第69条第1項の措置に関する事務 ⑤高確法第92条の一時差止めに関する事務 ⑥高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高確法」という。)及び兵庫県後期高齢者医療広域連合規約並びに養父市後期高齢者医療に関する条例により定められた養父市が行う後期高齢者医療に関する事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に従い、特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおりである。 ①高確法による被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②高確法による資格確認書、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証に関する事務 ③高確法第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務 ④高確法第69条第1項の措置に関する事務 ⑤高確法第92条の一時差止めに関する事務 ⑥高確法第104条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務	事後	制度変更に伴う修正
令和7年12月25日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	番号法第9条第1項 別表第85の項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年12月25日	I 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、別表第二の80、82、83の項	番号法第19条第8号 別表第85の項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年12月25日	I 5. ①部署	健康福祉部 保健医療課	健康福祉部 健康医療課	事後	様式変更に伴う修正
令和7年12月25日	I 5. ②所属長の役職名	保健医療課長	健康医療課長	事後	様式変更に伴う修正
令和7年12月25日	I 8. 問合せ	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 保険医療課 079-662-3165	〒667-8651 兵庫県養父市八鹿町八鹿1675番地 養父市役所 健康福祉部 健康医療課 079-662-3165	事後	様式変更に伴う修正
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年12月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和7年12月25日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ O ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)	[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	事後	事務手順の見直しによる修正
令和7年12月25日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	未記載	十分である	事後	事務手順の見直しによる修正
令和7年12月25日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	未記載	十分である	事後	事務手順の見直しによる修正
令和7年12月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	項目なし	十分である	事後	事務手順の見直しによる修正
令和7年12月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	項目なし	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、確実なマスキング処理等を行った上で、情報の受け渡しを実施している。また、特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)は施錠できる棚で保管している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う修正
令和7年12月25日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	項目なし	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月25日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	項目なし	十分である	事後	様式変更に伴う修正
令和7年12月25日	IVリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	項目なし	市町後期高齢者医療システムおよび兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システムにおいて、各職員が閲覧等できる特定個人情報は担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。また、限られた職員が閲覧し、閲覧後はログアウトすることを徹底している。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う修正